

議案第18号

平成17年度鳥取県営病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成17年度鳥取県営病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	740床
(2) 年間入院患者数	235,790人
(3) 年間外来患者数	369,904人
(4) 一日平均入院患者数	646人
(5) 一日平均外来患者数	1,516人
(6) 主要な建設改良事業	医療機器備品 1,226,392千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

取 入

第1款 病院事業収益 14,735,876千円

第1項 医業収益 12,844,556千円

第2項 医業外収益 1,681,938千円

第3項 特別利益 209,382千円

支 出

第1款 病院事業費用 14,947,891千円

第1項 医業費用 14,603,236千円

第2項 医業外費用 312,788千円

第3項 特別損失 31,867千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額624,976千円は過年度分損益勘定留保資金624,976千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 1,817,724千円

第1項 企業債 1,260,000千円

第2項 負担金 557,530千円

第3項 固定資産売却代金 194千円

支 出

第1款 資本的支出 2,442,700千円

第1項 建設改良費 1,637,640千円

第2項 企業債償還金 795,060千円

第3項 他会計からの借入金償還金 10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項 期 間 限 度 額

放射線画像処理システム賃借料 平成18年度から
平成23年度まで 72,395千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
病院事業費に充當	千円 1,260,000	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借り入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,900,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 7,968,007千円

(2) 交際費 800千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補 助 の 目 的

(1) 職員の共済費のうち追加費用に要する経費 303,575千円

(2) 児童手当に要する経費 1, 715千円

(たな御資産購入限度額)

第10条 たな御資産の購入限度額は、4,220,939千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
医療機器備品	磁気共鳴断層撮影装置	一式

平成17年2月24日提出

鳥取県知事 片山 善博